

別記様式（第5条関係）

会 議 録

会議の名称	令和5年度第2回福津市文化財保護審議会	
開催日時	令和6年3月25日(月) 午前・ <input checked="" type="checkbox"/> 午後 1時30分から 午前・ <input checked="" type="checkbox"/> 午後 2時29分まで	
開催場所	福津市役所2階庁議室	
委員名	(1) 出席委員 桑田和明(会長)、大賀康子(副会長)、 田中久美子、花田洋子、山野善郎 (2) 欠席委員 辻田淳一郎	
所管課職員職氏名	城野教育部長、占部文化財課長 松永文化財係長、田上文化財係長、南主査、崎野主任 高木主事	
会 議	議 題 (内 容)	報告 ・令和5年度発掘調査等事業報告 ・令和6年度発掘調査等事業予定 ・豊村酒造重文指定の報告 審議 ・福間浦盆踊りの無形民俗文化財指定について
	公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	0名
	資料の名称	令和5年度第2回福津市文化財保護審議会次第
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	記録内容の確認方法	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

司会進行：南

1. あいさつ（城野教育部長）

2. 報告

- ・令和5年度発掘調査等事業報告（事務局）
- ・令和6年度発掘調査等事業予定（事務局）
- ・豊村酒造重文指定の報告（事務局）

3. 審議

福間浦盆踊りの無形民俗文化財指定について

～審議経過～

（事務局） 審議に移る。以降、進行は桑田会長にお渡しする。

（桑田会長） 審議に入る。

（桑田会長） これまで継続審議をしてきたが、選択文化財とするうえで指定基準と支援対象者を明確にすべきとの指摘が出ていた。まずは事務局から指定基準を整理した結果について報告をお願いします。

（事務局） 前回審議で指定基準を明確にする必要性についてご指摘いただいた。その後、山野、田中両委員にご指導いただき整理することができた。ご指導いただいた内容を踏まえ、教育部内の文書法制担当とも協議をしながら、条例、施行規則の改正、内規起案の事務を進めた。その概要を報告する。まず福津市文化財保護条例施行規則に「指定等の基準は教育長が別に定める。」とする条文を追加した。基準の内容は、国の指定等基準に準ずる形で、教育委員会の事務局内規として整備し、基準等の補足説明を福津市のHP等で加えることとした。また福津市文化財保護条例第33条中の支援対象者として挙がる「適当な者」の文言、選択基準の中の「重要なもの」の文言については、資料3-9ページのとおり補足説明を作成した。基準等と補足説明は、選択制度を紹介する市のHPで掲載を予定している。選択基準等についての報告は以上。

（桑田会長） 選択基準等について、条例改正を含めた整備結果をご報告いただいた。次に指定理由について事務局から報告をお願いします。

（事務局） 指定理由については、まず叩き台となる答申案を作成し、田中委員のご指導のもと修正を加え、今回資料にある答申案の3の選択理由の形となった。各委員には1月に内容確認をしていただき、今回資料も事前配布したが、本日資料で若干の修正があるのでご了承いただきたい。資料の3-2ページの「※6」の中に記述の無かった11曲の曲名を追加し、全19曲の曲名が分かるように変更した。では答申案の「2. 概要」と「3. 選択理由」を一読する。

～ 読み上げ ～

以上の通りですが、資料 3-8 ページの選択基準で言う「二 - (三)の地域的特色を示すもの」にあたるものとの評価をしている。多くの唄本が残されていたり、歌詞の創作・追加が認められることなど、地域的特色を示すものがあると評価した形になった。選択理由の説明は以上。

(会長) では、答申案についてご指導いただいた田中委員にコメントをいただきたい。

(田中委員) 内容的には説明があったとおり。資料が少ない中での検討となったため、各委員にも情報収集などで長期間にわたってご協力いただき感謝している。今後、盆踊りについては全国的にも指定等の検討が増えて来そうな気配がある。盆踊りの評価、継承についても研究の進展があると思う。一つの指定で近隣地域でも新たな動きが生まれる。新しい情報が増えると、また発展的な検討につながる可能性がある。引き続き市民や保存団体を含めて継承していければと考えている。

(桑田会長) ほかの委員から答申案についての質問やご意見はないか。

(田中委員) 確認だが、資料 3-8 ページのHP掲載予定とあるが、掲載する内容はどこまでか。

(事務局) 最終的な掲載の形、文言等は、差し支えなければ資料 3-8 含めた概要は網羅したのになると現状は考えている。

(桑田会長) HP掲載の体裁については、この答申案が承認された後に改めて検討が必要な事項と考えたい。

(桑田会長) ほかにご意見は。山野委員から何かないか。

(山野委員) 田中委員が言われたように、これが呼び水となって、地域の記録に値する文化財が出て来ることが期待できるので嬉しい。あとは細かい文言についてだが、資料 3-2 ページの「3. 選択理由」の中に「遅くとも大正 15 年以前に遡る」とあるが、「遅くとも」か「以前」のいずれかを外した方が良い。

(事務局) 事務局で検討する。

(桑田会長) 文言は事務局で検討を。他に質問はないか。

(桑田会長) 本日は一部の補足資料があったが、各委員が事前に資料を確認している。特になければこの選択文化財とする答申案に賛成ということで皆さんよろしいか。

(各委員) 良い。

(桑田会長) それでは、答申案の細かい文言修正が出た場合は事務局に一任ということをお願いする。

(桑田会長) では、福津市文化財保護条例第 33 条の再確認をするが、選択文化財になった場合、記録の作成、保存、公開等が次の課題となる。これについては改めて事務局から方向性を示してもらおう。よろしいか。

(各委員) 良い。

(桑田会長) それでは審議終了とし、進行を事務局にお返しする。

(事務局) ご審議ありがとうございました。

4. その他

- ・豊村酒造重文指定について

(山野委員) 豊村酒造の重文指定がきっかけとなり、歴史的建造物や古い街並みに光が当てられることにつながる。大変喜ばしいこと。福津市の中で今後の進め方としては、主務課となるのは文化財課か、観光部局か。

(事務局) 市の中の事務分掌として、文化財課は文化財の保存について、観光振興課は活用について担当する。主務課としては文化財課となるが、観光振興課と連携して取り組む。

(山野委員) 観光開発と文化財保護は利害相反の関係が生じ易い。国指定になると文化財保護法により現状変更が難しい。主務課としての文化財課が主導することが重要。国と密に連絡を取り、所有団体と協議をしながら今後の保護にあたっていただきたい。

(事務局) ご指摘ありがとうございます。

- ・会議録の作成について

(事務局)